

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

◆高額療養費について①（70 歳未満）

◆労務 Q & A

◆安全衛生特集⑥（雇入時・作業内容変更時教育）

● 高額療養費について①（70 歳未満）

高額療養費とは、同一月（1 日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「**限度額適用認定証**」を提示する方法が便利です。

世帯（被保険者と被扶養者）で複数の方が同じ月に病気やけがをして医療機関で受診した場合や、お一人が複数の医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診した場合は、自己負担額は**世帯で合算することができます**、その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。

ただし、**70 歳未満の方の合算できる自己負担額は、21,000 円以上のものに限られます。70 歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます。**

<自己負担額の基準と注意点>

①医療機関ごとに計算。

②同じ医療機関であっても**医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来に分けて計算。**

③医療機関から交付された処方箋により調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を「**処方箋を交付した医療機関**」に含めて計算します。

自己負担限度額は、年齢および所得状況により設定されており、**70 歳未満については下記の区分となります。**

所得区分（標準報酬月額）	高額療養費算定基準額
83 万円以上	252,600 円 + (療養に要した費用 - 842,000 円) × 1%
53 万円以上 83 万円未満	167,400 円 + (療養に要した費用 - 558,000 円) × 1%
28 万円以上 53 万円未満	80,100 円 + (療養に要した費用 - 267,000 円) × 1%
28 万円未満	57,600 円
低所得者	35,400 円

<注意事項> 上記の区分が自己負担限度額となりますが、**実費負担額（保険外負担額）は対象となりません。**つまり、「**領収書の金額**」 = 「**自己負担額**」ではございませんので、**下記の実費負担額を除いた金額で計算して下さい。**

- ・食事療養標準負担額、生活療養標準負担額
- ・評価療養・患者申出療養又は選定療養に係る特別料金
- ・訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に係るその他の利用料



● 労務 Q&A

Q 就業規則、法令、労働契約、労働協約についての違いと優先順位を教えてください。

A 就業規則とは、事業場ごとに作成される、**雇用主と従業員**の間の雇用に関するルール（勤務形態、賃金、服務規律等）を定めたもの、労働協約は、労働組合と会社側の使用者との間で協議（団体交渉）した結果、労働条件等について**合意したものを双方が記名押印**して約したものの、労働契約とは、**使用者と労働者が交わす労働条件に関する合意契約**のことをいいます。「法令」とは、「法律と命令」を合わせた呼称であり、国会の議決によって制定されるものを指します。

また、効力の優先順位は優位なものから以下の順番になります。

法令 > 労働協約 > 就業規則 > 労働契約

特に労働契約と就業規則については、労働契約法7条によると「使用者が合理的な労働条件が定められている**就業規則を労働者に周知させていた場合**には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする」との記載があり、**就業規則が優先**されます。但し「労働者及び使用者が就業規則と異なる労働条件を合意していた部分についてはこの限りでない（違反事項を除く）」との例外もございます。



● 安全衛生特集⑥（雇入れ時・作業内容変更時教育）

労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うことが定められています（項目は、下記参照）。**教育時間については労働時間に含まれ、所定労働時間内に行われるのを原則**とし、やむを得ず**法定労働時間外に行われた場合は割増賃金を支払う義務**があります。

- ①機械等、原材料の**危険性又は有害性**及びこれらの取扱い方法に関すること
- ②**安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能**及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ③**作業手順**に関すること。
- ④作業開始時の**点検**に関すること。
- ⑤当該業務に関して**発生するおそれのある疾病の原因及び予防**に関すること。
- ⑥**整理、整頓及び清潔の保持**に関すること。
- ⑦事故時等における**応急措置及び退避**に関すること。
- ⑧その他当該業務に関する**安全又は衛生**のために必



<省略可能な条件>

※安全管理者の選任を要しない業種の事業場の労働者については、①～④まで。

※全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者

令和4年は全国で774人の**労災死亡事故**が発生し、令和3年（778人）と比べてほぼ横ばいの状況ですが、**労災死傷者数は令和4年が132,355人**で令和3年（130,586人）よりも**1,769人増加**しております。労災を防止するには、**上記の教育が適正に行われているのかがとても重要**です（昨年に引続き月報に掲載）。**労働基準監督署**を通じて「**労災0運動**」という取り組みがありますが、単に事故が無ければよいという考え方ではなく、**職場や作業に潜むすべての危険を発見・把握・解決し、根底から労働災害をゼロにしてゆこうという信念**をもって取り組んで頂ければ更に「**労災0**」に近づくことが可能です。